

(2) 市町村の変遷
(平成29年3月31日現在)

市町	合併編入事項	合併編入年月日	市町	合併編入事項	合併編入年月日	
静岡市	安倍郡 豊田村を編入	昭3.10.1	熱海市	(に改称昭10.8.1)大平村、田方郡内浦村及び西浦村を編入	昭43.4.1 平17.4.1	
	〃 安東村及び大里村を編入	〃 4.3.1		駿東郡 原町を編入		
	〃 賤機村を編入	〃 7.4.1		田方郡 戸田村を編入		
	〃 千代田村、大谷村、久能村、長田村及び麻機村を編入	〃 9.10.1		田方郡 熱海町及び多賀村を廃し、熱海市を新設	昭12.4.10	
	庵原郡 西奈村を編入	〃 23.4.10		〃 網代町(同郡網代村を網代町に改称大13.6.1)を編入	〃 32.4.1	
	安倍郡 美和村、服織村、中藁科村及び南藁科村を編入	〃 30.6.1		〃 北上村を三島町に編入	〃 10.4.1	
	清水市 大字中吉田、平沢、谷田の一部及び中之郷の一部を編入	〃 33.4.1		〃 三島町及び錦田村を廃し、三島市を新設	〃 16.4.29	
	安倍郡 大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村を編入	〃 44.1.1		〃 中郷村を編入	〃 29.3.31	
	静岡市及び清水市を廃し、静岡市を新設政令指定都市に移行し、葵区、駿河区及び清水区を設置	平15.4.1 〃 17.4.1		富士宮市	富士郡 大宮町及び富丘村を廃し、富士宮市を新設	〃 17.6.1 〃 30.4.1
	庵原郡 蒲原町を編入	〃 18.3.31		富士宮市及び富士郡富士根村を廃し、富士宮市を新設	〃 30.4.1	
	〃 由比町を編入	〃 20.11.1		富士郡 北上村、上野村、上井出村及び白糸村を編入	〃 33.4.1	
	〃 〃	〃		〃 芝川町を編入	平22.3.23	
	浜松市	浜名郡 浜松町を浜松市とする		明44.7.1	伊東市	田方郡 伊東町及び小室村を廃し、伊東市を新設
〃 天神町村を編入		大10.4.1	〃 宇佐美村及び対馬村を編入	〃 30.4.1		
〃 曳馬村(曳馬村を曳馬町に昭9.2.11)及び富塚村を編入		昭11.2.11	島田市	志太郡 島田町を島田市とする		〃 23.1.1
〃 白脇村及び蒲村を編入		〃 14.7.1		〃 六合村、大津村、大長村及び伊久身村(境界変更後の区域)を編入	〃 30.1.1	
〃 五島村、新津村及び河輪村を編入		〃 26.3.23		榛原郡 下川根村大字笹間下のうち字大森西向及び大平の区域を編入	〃 30.4.1	
〃 和田村、長上村、笠井町(同郡笠井町、豊西村合併昭26.4.1)及び中ノ町村を編入		〃 29.3.31		〃 初倉村を編入	〃 36.6.1	
〃 芳川村、飯田村、吉野村及び三方原村を編入		〃 29.7.1		島田市及び榛原郡金谷町を廃し、島田市を新設	平17.5.5	
引佐郡 都田村及び浜名郡神久呂村を編入		〃 30.3.31		榛原郡 川根町を編入	〃 20.4.1	
浜名郡 湖東村大字東大山及び佐浜の一部並びに入野村を編入		〃 32.3.31		磐田市	磐田郡 見付町、中泉町(同郡梅原村、中泉村合併昭4.3.1)西貝村及び天竜村を廃し、磐田町を新設	昭15.11.1
〃 積志村を編入		〃 32.10.1			〃 磐田町を磐田市とする	〃 23.4.1
〃 湖東村を編入		〃 35.10.1			〃 大藤村、向笠村、御厨村及び南御厨村(境界変更後の区域)を編入	〃 30.1.1
〃 篠原村を編入		〃 36.6.20			〃 長野村を編入	〃 30.4.1
〃 庄内村を編入		〃 40.7.1	〃 岩田村を編入		〃 31.1.1	
〃 可美村を編入	平3.5.1	〃 田原村(境界変更後の区域)を編入	〃 31.9.1			
天竜市、浜北市、周知郡 春野町、磐田郡龍山村、佐久間町、水窪町、浜名郡舞阪町、雄踏町、引佐郡 細江町、引佐町及び三ヶ日町を編入	〃 17.7.1	〃 於保村大字浜部、下大之郷及び大原の一部を編入	〃 32.9.1			
政令指定都市に移行し、中区、東区、西区、南区、北区、浜北区及び天竜区を設置	〃 19.4.1	袋井市 大字大谷字西原の区域を編入	〃 36.6.1			
沼津市	駿東郡 沼津町及び楊原村を廃し、沼津市を新設	大12.7.1	磐田市、磐田郡福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村を廃し、磐田市を新設	平17.4.1		
	〃 片浜村、金岡村、大岡村及び静岡村を編入	昭19.4.1				
	〃 愛鷹村(同郡鷹根村を愛鷹村	〃 30.4.1				

注) 明治22年の市制・町村制施行時を基準として、それ以降の合併について記載しています。

資料 市町行財政課

(2)市町村の

市町	合併編入事項	合併編入年月日	市町	合併編入事項	合併編入年月日
焼津市	志太郡 焼津村を焼津町とする	明34. 6. 28	御殿場市	駿東郡 御厨町を御殿場町とする	大 3. 8. 1
	〃 焼津町を焼津市とする	昭26. 3. 1		〃 御殿場町、富士岡村、原里村、玉穂村及び印野村を廃し、御殿場市を新設	昭30. 2. 11
	〃 豊田村を編入	〃 28. 11. 1		〃 高根村を編入	〃 31. 1. 1
	藤枝市 大字大覚寺上及び下を編入	〃 29. 3. 31		〃 小山町大字古沢の区域を編入	〃 32. 9. 1
	志太郡 小川村、東益津村、大富村及び和田村を編入	〃 30. 1. 1			
	〃 広幡村大字越後島を編入	〃 32. 4. 1			
	〃 大井川町を編入	平20. 11. 1			
富士市	富士郡 加島村を富士町とする	昭 4. 8. 1	袋井市	磐田郡 山名町を袋井町とする	明42. 1. 1
	〃 富士町、田子浦村及び岩松村を廃し富士市を新設	〃 29. 3. 31		〃 笠西村を袋井町に編入	昭 3. 12. 15
	吉原市(合併吉原市昭30. 2. 11)、富士市及び富士郡鷹岡町を廃し、富士市を新設	〃 41. 11. 1		〃 袋井町及び周智郡久努西村を廃し、袋井町を設置	〃 23. 9. 1
	庵原郡 富士川町を編入	平20. 11. 1		〃 久努村を袋井町に編入	〃 27. 10. 10
				〃 今井村を袋井町に編入	〃 29. 11. 3
掛川市			〃 三川村を袋井町に編入	〃 30. 3. 31	
	小笠郡 大池村を掛川町に編入	大14. 8. 20	〃 田原村大字新池松袋井及び彦島(役場所在地を除く)の区域を袋井町に編入	〃 31. 9. 1	
	〃 南郷村を掛川町に編入	昭18. 4. 1	小笠郡 笠原村(境界変更後の区域)を袋井町に編入	〃 31. 9. 30	
	〃 上内田村を掛川町に編入	〃 25. 10. 10	磐田郡 袋井町を袋井市とする	〃 33. 11. 3	
	〃 掛川町、西山口村、粟本村及び西南郷村を廃し、掛川町を新設	〃 26. 4. 1	周智郡 山梨町(字刈村を編入昭30. 3. 31)を袋井市に編入	〃 38. 1. 1	
	〃 曾我村及び東山口村を編入し、小笠郡掛川町を掛川市とする	〃 29. 3. 31	袋井市及び磐田郡浅羽町を廃し、袋井市を新設	平17. 4. 1	
	〃 日坂村、東山村を編入	〃 30. 4. 1			
	〃 北小笠村(同郡桜木村・和田岡村合併新設昭29. 3. 31)、原田村及び原谷村を編入	〃 32. 3. 31	下田市	賀茂郡 下田町、稲生沢村、稲梓村、浜崎村、朝日村及び白浜村を廃し、下田町を新設	昭30. 3. 31
	〃 三笠村大字萩間、居尻、黒保及び炭焼を編入	〃 32. 3. 31	〃 下田町を下田市とする	〃 46. 1. 1	
	榛原郡 金谷町大字佐夜鹿字行田の一部の区域を編入	〃 32. 8. 1	裾野市	駿東郡 小泉村、泉村を廃し、裾野町を新設	〃 27. 4. 1
小笠郡 三笠村を編入	〃 35. 10. 1	〃 深良村を編入	〃 31. 9. 30		
掛川市、小笠郡大須賀町及び大東町を廃し、掛川市を新設	平17. 4. 1	〃 富岡村及び須山村を編入	〃 32. 9. 1		
藤枝市			〃 裾野町を裾野市とする	〃 46. 1. 1	
	志太郡 藤枝町及び西益津村を廃し、藤枝町を設置	昭29. 1. 1	湖西市	浜名郡 白須賀町、鷺津町(同郡吉津村を鷺津町とする昭4. 4. 1)、新所村、入出村及び知波田村を廃し、湖西町を新設	〃 30. 4. 1
	〃 藤枝町、青島町(同郡青島村を青島町に大11. 1. 1)葉梨村、高洲村、大洲村及び稲葉村を廃し、藤枝市を新設	〃 29. 3. 31	〃 湖西町を湖西市とする	〃 47. 1. 1	
	〃 瀬戸谷村を編入	〃 30. 2. 25	〃 新居町を編入	平22. 3. 23	
	〃 広幡村(境界変更後の区域)を編入	〃 32. 4. 1	伊豆市	田方郡 修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町及び中伊豆町を廃し、伊豆市を新設	平16. 4. 1
	〃 岡部町を編入	平21. 1. 1			

注) 明治22年の市制・町村制施行時を基準として、それ以降の合併について記載しています。

資料 市町行財政課

変遷(つづき)

平成29年3月31日現在

市町	合併編入事項	合併編入年月日	市町	合併編入事項	合併編入年月日
御前崎市	榛原郡 御前崎町及び小笠郡浜岡町を廃し、御前崎市を新設	平16. 4. 1	榛原郡 吉田町	榛原郡 吉田村を吉田町とする	昭24. 7. 1
菊川市	小笠郡 小笠町及び菊川町を廃し、菊川市を新設	〃 17. 1. 17	川根本町	〃 中川根町及び本川根町を廃し、川根本町を新設	平17. 9. 20
牧之原市	榛原郡 相良町及び榛原町を廃し、牧之原市を新設	〃 17. 10. 11	周智郡 森町	周智郡 天方村、森町、一宮村、園田村及び飯田村を廃し、森町とする	昭30. 4. 1
伊豆の国市	田方郡 伊豆長岡町、菰山町及び大仁町を廃し、伊豆の国市を新設	〃 17. 4. 1	小笠郡	原泉村大字炭焼の一部を編入	〃 31. 9. 30
賀茂郡 東伊豆町	賀茂郡 稲取村を稲取町とする 〃 城東村及び稲取村を廃し、東伊豆町を新設	大 9. 12. 1 昭34. 5. 3	周智郡	三倉村を編入	〃 31. 9. 30
河津町	〃 上河津村及び下河津村を廃し、河津町を新設	〃 33. 9. 1			
南伊豆町	〃 南中村、南上村、三坂村、三浜村、竹麻村及び南崎村を廃し、南伊豆町を新設	〃 30. 7. 31			
松崎町	〃 松崎村を松崎町とする 〃 中川村を編入 〃 岩科村を編入	明34. 3. 15 昭30. 3. 31 〃 31. 6. 1			
西伊豆町	〃 仁科村及び田子村を廃し、西伊豆町を新設 〃 西伊豆町及び賀茂村を廃し、西伊豆町を新設	〃 31. 3. 31 平17. 4. 1			
田方郡 函南町	田方郡 函南村を函南町とする	昭38. 4. 1			
駿東郡 清水町	駿東郡 清水村を清水町とする	〃 38. 11. 3			
長泉町	〃 長泉村を長泉町とする	〃 35. 4. 1			
小山町	〃 六合村及び菅沼村を廃し、小山町を新設 〃 足柄村を編入 〃 北郷村を編入 〃 須走村を編入	大元. 8. 1 昭30. 4. 1 〃 31. 8. 1 〃 31. 9. 30			